

可燃性粗大ごみの受け入れ基準

可燃性粗大ごみ処理装置で処理できる、金属やガラス等の不燃物が付いていない、下記の規定寸法以内の大型の燃やすことのできる一般廃棄物となります。

(例)

木製家具類、剪定樹木、布団、じゅうたん、カーペット、畳、毛布、ポリ製容器・・・など

◎規定寸法

丸 太：直径10cm以下×長さ1.5m以下、なお複数ある場合は紐で結ぶこと

角 材：直径10cm以下×長さ1.5m以下、なお複数ある場合は紐で結ぶこと

板 材：厚さ5cm以下×幅50cm以下×長さ1.5m以下

剪定枝：直径10cm以下×長さ1.5m以下、なお複数ある場合は紐で結ぶこと

木製家具類：幅90cm以下×奥行き80cm以下×高さ1.5m以下

※上記寸法以上のものは、搬入する前に切断・破碎等を行い、規定の寸法以下にしてください。
規定寸法にしてない場合は、搬入者自らお持ち帰りいただきます。